

## 1. 企業登録について

Q1-1.

企業募集要項2-(1)-②に記載の「中小企業基本法」第2条に規定する要件とは、どのようなものか。

A1-1.

募集要項2-(4)に記載の業種に対応する「資本金の額または出資の総額」「従業員数」の要件は以下の通りです。ご確認ください。

分野	業種 (日本標準産業分類)	資本金の額又は出資の総額 ・常時使用する従業員の数
建設分野	D.建設業	<b><u>3億円以下</u>又は<b><u>300名以下</u></b></b>
IT分野	G.情報通信業のうち40.インターネット附随サービス業	
ものづくり分野	E.製造業	
建設分野	L.学術研究、専門・技術サービス業 (建築設計業・測量業)	<b><u>5,000万円以下</u>又は<b><u>100名以下</u></b></b>
IT分野	G.情報通信業のうち39.情報サービス業	

Q1-2.

企業募集要項2-(4)に記載の「業種」「職種」とは、どのように判断すればよいか。

A1-2.

本事業では、業種については総務省の「日本標準産業分類」（平成25年10月改定、第13回改訂）に、職種については厚生労働省の「職業分類」（平成23年改訂、第4回改訂）に基づいて分類しています。なお、同一の企業等で複数の事業を営まれている場合には「主たる事業」に該当する業種でご判断ください。

該当職種例は以下でご確認いただけます。

《厚生労働省編職業分類 該当職種例》

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw\\_job\\_dictionary\\_02.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_dictionary_02.html) (R4.3.16 現在)

Q1-3.

採用済の社員に本事業を適用することは可能か。

A1-3.

採用済（入社済）の社員については、本事業の助成を受けることはできません。

Q1-4.

中小企業等とあるが、大企業の子会社やグループ会社であっても登録可能か。

A1-4.

「対象となる中小企業等」及び「登録要件」の要件を満たしている場合は登録可能です。

Q1-5.

自社で独自の奨学金返還支援制度があるが、企業登録は可能か。

A1-5.

可能です。

## 2. 専用枠について

Q2-1.

本事業の「専用枠」とはどのようなものか。

A2-1.

「専用枠」とは本事業を適用して大学生等を採用することを目的とした「専用の求人枠」を指します。原則1社につき3名を上限として、企業ごとに採用人数をあらかじめ定めて、本事業への登録及び採用活動を行ってください。

なお、企業等ごとの専用枠の採用人数については、求人情報として専用ホームページを通じて大学生等へ公開されますので、ご承知おきください。

Q2-2.

採用内定を出した大学生等が本事業の登録をしていない場合に、本事業を適用することは可能か。

A2-2.

原則として、採用選考を受ける前に登録を完了していることが必要ですが、大学生等が本事業に未登録の場合、採用日より前の募集期間内に手続きを行えば登録者となることが可能です。未登録の

採用候補者がいる場合には、速やかに手続きを行うよう企業等から伝達してください。

ただし、募集期間を過ぎてしまった場合には登録ができません。企業等から財団へ採用内定報告又は採用報告がなされたとしても、大学生等が未登録の場合には助成を受けられませんので、十分にご注意ください。

Q2-3.

本事業の「専用枠」での採用日とは入社日のことか。

A2-3.

採用日は実労働開始日(初出勤日)ではなく、労働者を雇い入れた日(入社日、雇用契約の開始日)をさします。

令和4年度の登録企業については、令和5年4月1日(土)が採用期限です。この日までに入社し、雇用契約が開始する必要があります。令和5年4月1日は土曜日であることから、実労働開始日は4月3日(月)となる企業もあると思われませんが、4月1日付の採用であれば本事業の対象となります。

Q2-4.

専用枠を設定したら、必ずその数まで登録大学生等を採用しなければならないのか。

また、専用枠での採用を希望する大学生等が多数の場合は、専用枠を超えて採用することは可能か。

A2-4.

専用枠での採用を希望する大学生等を採用する場合は、専用枠を満たすまで必ず本事業を適用して

採用することが必要です。

専用枠での採用を希望する大学生等の応募が専用枠の採用人数を超過する場合は、本事業を適用しない採用となる可能性があることを、予め必ず伝達してください。その場合において、本事業を適用せずに当該大学生等を採用する場合は必ず本人の同意を得てください。

### 3. 採用選考について

Q3-1.

大学生等の採用募集はどのように行うのか。

A3-1.

登録決定後は、本事業の専用ホームページを通して、企業情報や求人情報を発信し、大学生等の募集を行っていただきます。登録決定後、委託事業者よりホームページへの掲載準備についてご連絡いたしますので、記事の作成等にご協力ください。また各企業等においても、自社ホームページやあらゆる機会を通して本事業のPRに努めてくださいますようお願いいたします。なお、事務局では企業と学生のマッチングは行いませんので、ご了承ください。

Q3-2.

大学生等の選考はどのように行うのか。

A3-2.

選考方法や内容等については各社の採用基準等により行います。採用にあたっては公正な採用選考を行ってください。

◀TOKYO はたらくネット 「公正な採用選考に向けて」 ▶

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/jigyounushi/index.html>

(R4.3.16 現在)

Q3-3.

応募があった大学生等が本事業の登録者であるか、どのように確認するのか。

A3-3.

面接等の採用選考時に必ず企業から大学生等へ、本事業の登録の有無や本事業の専用枠での採用を希望するかどうかについて確認してください。本事業の専用枠での採用を希望しているが未登録の状態にある大学生等については、本人が採用日より前の募集期間内に本事業への登録を完了させる必要がありますので、速やかに手続きをするよう伝達してください。

Q3-4.

本事業に登録すれば必ず人材を採用することができるのか。

A3-4.

実際の就職志望先は、大学生等がそれぞれ自らの意思に基づいて決定しますので、本事業に登録すれば必ず人材の採用ができるとは限りません。企業登録後も大学生等に積極的に自社の魅力等を発信していただきますようお願いいたします。

Q3-5.

登録をしたが令和4年度中に登録大学生等を採用できなかった場合はどうなるのか。

A3-5.

採用者がいない場合にはその後の手続等は必要ありません。

なお、企業登録は年度毎となりますので、令和5年4月2日(日)以降に本事業を利用して専用枠での採用を行う場合、改めて登録申請が必要です。申込方法の詳細については、令和5年1月頃に本事業ホームページ等でご案内を予定しています。

#### 4. 助成要件について

Q4-1.

登録者（本事業に登録した大学生等）を採用すれば、必ず助成対象となるのか。

A4-1.

採用後、登録者が1年間勤務した後、登録者の助成金支給申請に基づき、財団にて勤務実績や奨学金返還実績を満たしているか等について審査を行い、助成金の支給決定を行います。

Q4-2.

登録者の勤務実績が1年に満たない場合は助成されないのか。

A4-2.

直近1年間の勤務実績に対する助成となりますので、満1年間に満たない場合は助成されません。

(例)

4月1日付で採用した方が年度途中の10月で退職した場合は、勤務実績が1年間に満たないため助成されませんが、翌年3月31日付で退職した場合には1年間の勤務実績を満たしますので、助成金支給申請時に既に退職している場合であっても、最初の1年間については要件を満たすことになり、助成対象となります。(この例の場合、2年目以降については助成対象外となります。)

Q4-3.

採用日時点で募集要項に記載の採用職種について要件を満たしている必要があるか。

A4-3.

採用日時点で対象職種の要件を満たしている必要があります。なお、採用日以降に対象外の職種に配置換えとなった場合は、当該事実が発生した日から要件を満たさなくなり、資格を失いますので、十分ご注意ください。

なお、3年間の支援期間中に人材育成や研修の目的で一定期間該当職種外の業務に従事する場合は、「将来の中核人材の確保」という観点から助成対象とします。

ただしその場合は、登録者の助成金支給申請時に発行していただく在職証明書の職種欄に、対象の技術者である旨の記載が必須です。また、採用時に提出いただく育成計画書に、その研修の必要性や対象職種との関連性などを詳細に記載していただく必要があります。



Q4-4.

登録者を採用後に東京都外に転勤させた場合、助成対象外となるか。

A4-4.

企業募集要項2(1)のアに該当する、本社または主たる事業所が東京都内にある企業であれば引き続き助成対象となります。ただし、イ（大学生等を東京都内の事業所等で勤務させることを条件に採用する中小企業等）に該当する企業については、登録者が東京都外に転勤となった時点で助成対象外となります。

## 5. 出えんについて

Q5-1.

実際の出えん額が登録申込時に選択する額を下回る場合とは、どのようなときか。

A5-1.

本人が自ら繰上返還を行った場合や、既卒者の方で採用前から自身で奨学金返還を進めていた場合等には、返還残額が助成額を下回ることがあります。

そのような場合には、奨学金返還残額に端数が出るのが考えられますので、その際には奨学金返還残額から千円未満を切り捨てて出えん額を計算するものとします。

(例)

申込時に出えん額 150 万円（年 50 万円）を選択した企業等において、助成対象者の奨学金返還必要額が 499,900 円である場合には、千円未満を切り捨て 499,000 円の 1 / 2 相当額の 249,500 円が当該年度の企業の出えん額となります。

Q5-2.

出えん金の税法上の取扱いについて教えてください。また、対象従業員の所得税はどうなりますか。

A5-2.

**【法人税】**

使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入できるとされています。

**【所得税】**

非課税とされていますが、一定の要件を満たす必要があります。

(参考1) 国税庁 HP 「質疑応答事例 (所得税)」

○奨学金の返済に充てるための給付は「学資に充てるため給付される金品」に該当するか

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/01/12.htm#:~:text=%E3%80%90%E5%9B%9E%E7%AD%94%E8%A6%81%E6%97%A8%E3%80%91,%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%A6%E5%8F%96%E3%82%8A%E6%89%B1%E3%81%A3%E3%81%A6%E5%B7%AE%E3%81%97%E6%94%AF%E3%81%88%E3%81%82%E3%82%8A%E3%81%BE%E3%81%9B%E3%82%93%E3%80%82>

(参考2) 国税庁 HP 「税について調べる」

○学資に充てるための費用を支出したとき

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2588.htm>

(参考3) 日本学生支援機構 HP 「企業の奨学金返還支援(代理返還)制度」

○企業の奨学金返還支援 (代理返還) への対応

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/\\_icsFiles/afeldfile/2021/02/17/kigyoushien2.pdf](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/_icsFiles/afeldfile/2021/02/17/kigyoushien2.pdf)

※税法上の取扱いの詳細については、各地域の所轄の税務署に確認してください。